KOSMO Web

電子申請添付書類について（療養費編）

⚠ 申請前に必ずご確認ください！

・ 立替払いの場合、当月中の申請は、一度医療機関へお問い合わせください。

マイナ保険証・資格確認通知等をお持ちでない状態で受診し、医療費を１０割ご負担されることがあります。
この場合でも、**当月中であれば医療機関等にて健康保険適用へ切り替えが可能な場合がございます。**
今一度、受診された医療機関ならびに調剤薬局へお問い合わせください。

・ 診療報酬明細書（レセプト）について

立替払いの添付書類として必要な書類は以下2点です。
①領収書（自己負担額が１０割負担と記載があることをご確認ください。）
②診療報酬明細書（レセプト）

※お会計の際に発行される診療明細書ではありませんのでご注意ください。
診療報酬明細書（レセプト）の発行は、ご受診された医療機関等へご自身で直接ご依頼ください。

※療養費支給申請につきましては、診療報酬明細書（レセプト）の内容をもとに審査を行っております。
また、KOSMO-webで電子申請いただいた後、**診療報酬明細書（レセプト）の原本を健保組合までご提出ください。**
事務処理上必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

⚠ 申請時のご注意点

・ 医療機関と調剤薬局の立替払いが発生した場合は、両機関より必要書類を取り寄せていただき、ご申請ください。

・ 複数月の申請がある場合は、一か月ごとにご申請ください。

・ 市区町村等より「開封しないでください」と記載された封書をお持ちの際は、未開封のまま健保組合までご郵送ください。

・ 療養費の申請期限は、領収日の翌日から2年間となっております。ご確認ください。

⚠ 支給時期について

医療機関等からの請求が届く時期にあわせて確認しています。
医療機関等からの請求は通常、受診月から約３か月後となります。健保到着後、内容確認し、翌月の給付となります。※請求状況により、支給が遅れる可能性もございます、ご了承ください。

例）6月受診（治療用装具等作成され方も同様です）→ 健保支給時期：9月給与給付

市区町村等からの還付方法につきましては、**別紙「医療費通知・処方医薬品照会について」をご覧ください。**